

受益者負担金関係 よくある質問

Q1 受益者負担金とは、どのようなものですか？

A 受益者負担金は、下水道整備区域内に土地の権利をお持ちの方に、下水道整備にかかる費用の一部を負担していただくものです。

下水道が整備されることにより、その区域の公衆衛生の向上や生活環境の改善となり、未整備区域に比べ利便性や快適性が向上します。

しかし、下水道は、道路や公園のように誰もが利用できるものではなく、利用できるのは、下水道が整備された区域内に土地の権利をお持ちの方のみに特定されるため、下水道整備費を税金だけで賄おうとすると、未整備区域の方との間に負担の不公平が生じます。

そのため、下水道整備区域内に土地の権利をお持ちの方から、下水道整備費の一部をご負担いただくことにより、負担の公平を図るものです。

Q2 土地を所有しているだけで、受益者になるのですか？

A 下水道整備により、整備区域全体の利便性や快適性が向上し、土地の利用価値も高まるため、下水道整備区域内に土地の権利をお持ちの方は、未整備区域の方と比べて利益を受けることとなります。そのため、下水道整備区域内に土地の権利をお持ちの方は、受益者となります。

なお、取付管の設置申請をされていない土地や敷地内の下水道接続工事をされていない土地の権利者についても、受益者となります。

Q3 受益者は、どのようにして認定されますか？

A 土地の権利をお持ちの方からの申告により、認定します。

土地所有者と建物の所有者、土地使用者などが異なる場合は、関係者で話し合いのうえ、受益者を決めて申告してください。また、土地を2名以上の共有により所有されている場合は、代表者を決めて申告してください。

具体的には、4月1日時点において、新たな下水道供用開始区域（下水道が利用できるようになった区域）の土地所有者の方に「下水道事業受益者申告書」を郵送し、ご提出いただいた申告書に基づき、受益者を認定します。

なお、「下水道事業受益者申告書」は、4月中旬に郵送します。

また、申告の無い場合は、固定資産税土地課税台帳上の土地所有者を受益者として、認定いたします。

Q4 受益者負担金は、いつから納付するのですか？

A 市が行う下水道管工事が完了し、下水道供用開始後に受益者負担金の納付をお願いすることとなります。

具体的には、4月中旬から同年5月10日の間に申告していただく「下水道事業受益者申告書」に基づき、受益者を決定し、同年7月10日に受益者の方に対して、納入通知書を発送します。受益者負担金の第1期の納期限は、同年8月10日（土・日・祝日の場合は翌営業日）となります。

※ 受益者負担金は、4月1日時点で新たに下水道供用開始区域となった土地に権利をお持ちの方（受益者）に対して、1㎡あたり600円（1坪あたり約2,000円）の金額で費用負担をお願いするものです（その土地に対して1度限りのご負担となります。）。

支払方法については、全額を1回で支払う方法（5年度分一括納付）、5年間で年1回の5回で支払う方法（1年度分一括納付）、5年間で年4回の20回で支払う方法（期別納付）の3通りの方法があります。支払方法を選択する書類（「下水道事業受益者負担金納付区分届」）は、4月中旬に郵送する「下水道事業受益者申告書」に同封しますので、必要事項を記入の上、返信用封筒にて下水道課へお送りください。

Q5 瀬戸市の受益者負担金は、なぜ面積割りで支払うのですか？

- A 受益者負担金は、下水道整備により、利便性や快適性が向上し、土地の利用価値が高まることに着目して賦課するものであり、土地の大きさによってその利益性は比例します。そのため、土地面積の割合に応じて受益者負担金をお願いしています。
- 全国的に見ても、ほとんどの市町村で面積割りの算定方法を採用しています。

Q6 どのような土地でも、受益者負担金を納めなければなりませんか？

- A 下水道供用開始区域内の土地は、すべて対象になります。(取付管の設置や下水道接続工事をされていない場合でも対象となります。)
- ただし、道路や水路など公共のために使用されている土地については、対象とならない場合があります。

Q7 受益者負担金を納めない場合は、どうなりますか？

- A 督促状、催告状の送付、電話催告や戸別訪問などにより催促させていただきます。
- また、納期限を過ぎると延滞金が加算されます。受益者負担金の趣旨についてご理解いただき、納期限までにご納付いただきますようお願いいたします。

Q8 土地の売買などにより、受益者を変更したい場合は、どのような手続きをとる必要がありますか？

- A 受益者を変更し、納付義務を継承するには「下水道事業受益者負担金 納付義務継承届」を新旧受益者双方の署名捺印により、ご提出いただく必要があります。
- 様式は、瀬戸市のホームページ (<http://www.city.seto.aichi.jp/>) の下水道課のページ内から取得することができます。
- ただし、納期限を経過した受益者負担金は、新しい受益者に納付義務を継承することができません。

注意

受益者負担金の納付義務は、土地の名義等を変更しても、自動的に変更されません。(猶予中の方も同様です。) 新たな権利者に納付義務を引き継ぐ場合は、必ず「下水道事業受益者負担金 納付義務継承届」を提出してください。

Q9 受益者負担金はどこで納付できますか？

- A 納付書による納付は、瀬戸市役所、各支所やサービスセンター、下記の金融機関等の窓口でご納付いただけます。全国すべての金融機関において納付可能というわけではなく、また、コンビニエンスストアでの納付もできません。

ご利用いただける金融機関等

瀬戸信用金庫、三菱UFJ銀行、愛知銀行、名古屋銀行、十六銀行、大垣共立銀行、中京銀行、あいち尾東農業協同組合、東海労働金庫、信用組合愛知商銀、イオ信用金庫、ゆうちょ銀行・郵便局 (※)

(※) 愛知・岐阜・三重・静岡各県下のゆうちょ銀行・郵便局に限ります。

Q10 受益者負担金の口座振替の申込時期と方法は？

A 各納期限の40日前までに、「瀬戸市口座振替依頼書（自動払込利用申込書）」を下記の金融機関等の本店・支店、もしくは下水道課の窓口へご提出ください。

口座振替依頼書は、下水道課のほか、瀬戸市内の金融機関にも配置されています。

また、口座振替依頼書は、4月中旬に送付する「下水道事業受益者申告書」などの書類と一緒に同封しますので、返信用封筒で申告書とともに下水道課へ送付いただいてもお申し込みいただけます。

ご利用いただける金融機関等

「Q9」に記載されている金融機関等と同じです。なお、ゆうちょ銀行・郵便局は全国の支店の口座から振替が可能です。

Q11 受益者負担金について問い合わせしたい場合は？

A 「下水道事業受益者負担金納入通知書」や「下水道事業受益者申告書」、「下水道事業受益者負担金決定通知書」をご用意のうえ、下水道課へお電話または窓口までお越しください。受益者番号または通知書番号から受益者負担金の内容をお調べします。なお、納付状況等のお問い合わせは、原則として本人以外の方にはお答えできません。本人以外で受益者負担金の納付等に関するご照会、ご質問がある方は、本人の住所・氏名・押印のある委任状をお持ちください。